

# おも ちゅうしゃじょうり ようしょうせいど 思いやり駐車場利用証制度について

## あなたに知ってほしいこと

### 思いやり駐車場利用証制度とは

県と協定を結んだ施設（ショッピングセンターや病院、公共施設など）に専用の駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや難病などにより歩行が困難な人に「思いやり駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が思いやり駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

### 対象となる人

- 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けが等により一時的に歩行が困難な人
- 妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）

※ただし、障害者手帳をお持ちでも、障がい区分や等級によっては対象とならない場合があります。



利用証



## 利用証をもらうには

次の窓口にお越しいただくか、申請書類と返信用封筒を郵送することにより利用証の申請ができます。

申請するときは、障害者手帳、診断書、母子手帳など、要件に当てはまることを確認できる書類が必要です。

●申請窓口 島根県健康福祉部障がい福祉課

●思いやり駐車場の設置施設（協力施設）※令和3年2月現在

思いやり駐車場を設置していただいている施設は、県内で306施設です。

また、思いやり駐車場利用証は、同様の制度を実施している全国39府県1市の協力施設でも利用できます。

## 市町村別の思いやり駐車場施設数

市 町 村	施 設 数	市 町 村	施 設 数
松江市	106	飯南町	3
浜田市	20	川本町	1
出雲市	66	美郷町	5
益田市	14	邑南町	2
大田市	15	津和野町	2
安来市	17	吉賀町	3
江津市	9	海士町	5
雲南市	26	隠岐の島町	7
奥出雲町	5		

※令和3年2月末現在

詳しくは

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6686 FAX：0852-22-6687



# ヘルプマーク・ヘルプカードについて

## あなたに知ってほしいこと

### ヘルプマークとは

内部障がいや難病などの人、妊娠初期の人などは、疲れやすかったり、同じ姿勢を保つことが困難な場合があります。そのような人は、例えば公共交通機関で優先席に座っていると、そうした事情が周囲の人に分からないことから、不審な目で見られストレスを受けることがあります。

「ヘルプマーク」は、援助や配慮を必要としている人が外出先で身に付けることで、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるためのものです。

### ヘルプカードとは

「ヘルプカード」は、内部障がいや難病など、支援や援助を必要としている人が、必要な支援の内容や緊急連絡先をあらかじめ記載し、外出先で提示することで、周囲に自身の障がいなどの特性への理解や支援を求めるためのものです。

(例：レストランでアレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼する)

### ヘルプマーク・ヘルプカードをもらうには

- ヘルプマークは、市町村の窓口や県の障がい福祉課、保健所、心と体の相談センターで受け取ることができます。
- ヘルプカードは、県障がい福祉課のホームページからダウンロードし、印刷して利用することができます。
- ヘルプマーク・ヘルプカードは、援助・配慮を必要とされている人であればどなたでも手に入れることができます。



# ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら こんな配慮をお願いします

## ●公共交通機関では、席をお譲りください。

外見では分かりにくいものの、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

## ●駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

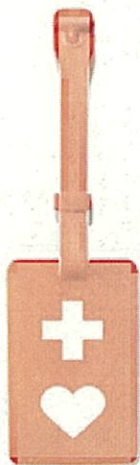
## ●マークやカードに記載された内容に従って配慮・支援をお願いします。

マークやカードには「アレルギーの内容」、「ゆっくり話してほしい」、「体調の急変時には病院に連絡してほしい」など、マークやカードを見た人に希望する配慮・援助の内容が記載されています。

## ●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいや聴覚障がいで状況把握が難しい人、肢体不自由などで自力での迅速な避難が困難な人がいます。

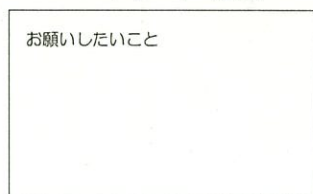
ヘルプマーク



ヘルプカード (表)



ヘルプカード (裏)



### (SOSベストについて)

視覚障がいや聴覚障がいなどにより、災害時に避難誘導の支援が必要な人のために、身近にあるビニール袋などを使った「SOSベスト」を作成・着用する取り組みが進められています。



詳しくは

しまねけんけんこうふくし ぶしょう ふくし か  
島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 まつえ しのまち ばんち でんわ  
松江市殿町1番地 電話：0852-22-6526 ファックス  
FAX：0852-22-6687



# あいサポート企業・団体を 募集しています!

～障がいを知り、共に生きる～

誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、  
企業・団体のみなさまの役割が重要です。

「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、  
ぜひ、ご参加ください。



## 「あいサポート企業・団体」とは

この「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、職員研修などに取り入れていただくことで「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

## 「あいサポート企業・団体」になるためには

職員を対象とした「あいサポーター研修」を行うとともに、たとえば次のような取組のいずれかをおこなっていただける企業などからの申請により、認定します。

- 職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことを推奨する。
- 職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨。

認定企業・団体には、『認定証』を交付するほか、県のホームページで紹介しています。

お問い合わせ先

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6526 FAX：0852-22-6687